

青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務仕様書

この仕様書は、委託者青森市と受託者〇〇〇との間における青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務契約に必要な一般的事項を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項については、両者協議により行うものとする。

1 業務名

青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務

2 目的

本業務は、委託者が行うふるさと納税業務のうち、寄附に係る各種分析からマーケティング、プロモーション戦略の策定において、その業務を委託することにより、寄附者への訴求力を高めることや寄附金額の増強に向けた施策の策定を行い、青森市ふるさと納税の推進に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 前提条件

- (1) 業務遂行に当たり、委託者は受託者に対し、分析に用いる委託者の各種寄附データ（寄附件数、寄附金額、寄附年月日、寄附方法（申込サイト）、希望返礼品、希望使途など）を提供する。
- (2) 委託者が利用するポータルサイトは「さとふる」、「YAHOO!ふるさと納税」、「ふるさとチョイス」、「auPAYふるさと納税」、「セゾンふるさと納税」、「ふるなび」、「楽天ふるさと納税」、「ANAふるさと納税」、「JALふるさと納税」、「JREふるさと納税」、「三越伊勢丹ふるさと納税」であり、各サイトにおける寄附内容において分析を行うこと。
ただし、利用するポータルサイトは今後増減する場合がある。
- (3) ふるさと納税の寄附増強に向けて情報発信施策を含めたプロモーション・マーケティング戦略の策定を行うこと。
- (4) ふるさと納税をはじめとした委託者の産業等に知見を有し、寄附金額の増強に資する計画の策定を行えること。
- (5) 業務規模の参考値として、令和8年4月当初時点の委託者返礼品数及び返礼品提供事業者数は以下のとおり。
 - ・返礼品数 約830品
 - ・返礼品提供事業者数 約120事業者

5 業務内容

- (1) プロモーション・マーケティング施策の策定
 - 施策の策定に当たって分析・収集したデータ等については、当該施策のバックデータとして参照しやすいように取りまとめること。
 - 委託者が実施可能な施策についての検討を行い、受託期間中から実施可能なものについては、委託者に対し提言すること。

○受託者が受託期間中に実施可能な取組については、試験実施・本実施問わず、あらかじめ委託者と協議の上、委託料の範囲内で実施すること。

(例) SNS等を活用した情報発信施策の検討・実施、PR 等

(2) その他本業務に関連する業務

○その他、ふるさと納税推進業務を通じて、本仕様書に定めのない業務であっても本業務の履行に必要な業務について提案し、委託者と協議の上で実施すること。

○委託者への報告及び協議の場として定例ミーティングを最低でも月1回は実施すること。なお、開催方式は委託者と受託者の協議により取り決める。

6 再委託等の制限

受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

7 報告及び検査

委託者が必要と認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8 成果物

全体の効果分析及び次年度以降に向けた具体的な施策等を策定し、報告書（任意様式）を提出すること（紙媒体及び電子データ）。

また、当該施策等を策定するに当たり収集・分析したデータについては、後日参照しやすいように取りまとめた上、当該施策のバックデータとしてあわせて委託者へ提供すること（紙媒体及び電子データ）。

9 情報セキュリティの保護

受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、セキュリティを徹底し、情報漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。

また、受託者は本業務の履行に当たり知り得た情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

10 その他

(1) 所有権等

本業務により制作された成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属し、委託者及び返礼品提供事業者において印刷や他の情報媒体による使用を妨げないものとする。

(2) その他

仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。